

議案第61号

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について

次のとおり新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更することに關し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を改正する規約（案）

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年12月27日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 协議会は、次に掲げる事務を管理し、及び执行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、<u>第72条第1項、第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ <u>法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4) 条 协議会は、次に掲げる事務を管理し、及び执行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、<u>第72条第1項、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。